

2024年度通常総会開催

選択的夫婦別姓制度の導入を求める総会決議を採択

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

2024年度関弁連定期弁護士大会・シンポジウム
日時 2024年9月27日(金)
シンポジウム・午前10時～午後1時
定期弁護士大会・創立70周年記念式典…
午後2時～午後5時30分
懇親会…午後6時～午後7時30分
場所 水戸市民会館 大ホール



神奈川県のアウトライ
ンと天秤をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

6月12日、情文ホール(横浜情報文化センター6階)にて、通常総会が開催された。

1 野口容子会員(司法研修所 刑事弁護教官)による報告

開会に先立って、司法研修所刑事弁護教官を務める野口容子会員による活動報告が行われた。

野口会員からは、司法試験合格者数の増加等により近年は司法修習生の人数が更に増加しており、司法研修所が様々な対応を行ったことや、現

2 開会宣言及び会長挨拶

岩田武司会長が、通常総会の開会を宣言するとともに、現執行部を代表して挨拶した。岩田会長は、選択的夫婦別姓の実現に向け

挨拶する岩田武司会長と副会長ら

3 昨年度の会務報告等

当会における昨年度の新入会員及び退会者についての報告の後、昨年度の会務報告・特別報告が行われた。常磐重雄副会長からは、昨年度の執行部

在の司法修習のスケジュール・内容、教官の業務内容や業務を通じて自身が感じたこと等について、報告がなされた。

4 議案審議及び採決結果

活動報告の後、議案の審議及び採決に移った。審議の結果は、以下のとおりである。

第1号議案
当会の2023年度(一般会計・特別会計)収支決算の承認の件である。採決の結果、全会一致で可決承認された。

第2号議案及び第3号議案
第2号議案は当会の2024年度(一般会計・特別会計)予算、第3号議案は当会の2025年度(一般会計・特別会計)4～6月分暫定予算の件である。

第4号議案
当会の懲戒委員会委員及び予備委員、資格審査委員及び予備委員を選任する件である。採決の結果、全会一致で可決承認された。

第5号議案
現在の民法750条は夫婦に同姓を強制している。しかし、この規定は、①人格権の内内容である「氏(姓)」を婚姻の際に変更するよう強制している点において、人格権を保障した憲法13条に違反し、②姓を変更しにくい不利益を甘受しなくてはならない点において、不合理な差別を禁止した憲法14条に違反し、③婚姻に両性の合意以外の要件を付している点

において、婚姻が両性の合意のみに基づいて成立するものと定めた憲法24条に違反する。これらの理由から、速やかに民法750条を改正し、婚姻の際に改姓して夫婦同姓を選択するか、改姓せずに婚姻前の姓を使用し続けるかを自ら決定することができ、選択的夫婦別姓制度を導入するよう、国に求めるものである。折しも、本総会の直前である6月10日、一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)からも、夫婦同姓を強制する現行制度はとりわけ女性に不便・不都合を強いており、旧姓を通称として利用することも海外でのビジネス等において様々な弊害が生じていること等を理由に挙げて、選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める提言が公表されたところであった。

本議案については、原案に一部修正がなされた上で、採決の結果、圧倒的多数により可決承認された。

全議案の審議及び採決が終了し、岩田会長による閉会の挨拶の下、通常総会は終了した。

(会員) 山口 陽

山ゆり

外国に関する仕事をしてみたいという、憧れがあった。実際の仕事は、外国の会社との契約書をチェックしたりであった。初めて、外国の相手方本人に書面を送り、約1か月後に相手方の国の弁護士から書面が送られてきたときは感動した▼外国の会社に対して、日本で訴訟を提起したとき、外国の会社の登記簿謄本を取るのが難しかった。最近では、インターネットで注文してクレジットカード決済により届けてくれる外国もあり、早く届けてもらう場合は割高になるものの、外国から日本の事務所まで2日で届いたことがあった。ただ、訴状を日本の裁判所に提出してから、第一回目の期日が約8か月先に指定されることもあった▼外国在住の依頼者から委任状を受けるとき、その国へ郵送ができた頃、委任状への押印についてもこちらに委任するとの文言を付加して、サインしてもらった委任状のPDFをメールで送信してもらい、こちらで押印したが、裁判所も受け付けてくれた▼外国にいる日本人との間での裁判は、外国に送達するのが大変なため、相手方の同意により送達場所を日本の親族としてもらえたり、日本の裁判と変わらない方法が取れて嬉しかった。

(古西 達夫)

憲法記念日の街宣と

経済秘密保護法案シンポジウム

5月3日午前10時、JR桜木町駅前にて、マイクを握った岩田武司会長の呼びかけで、77回目の憲法記念日・街頭宣伝活動が始まった。

憲法問題に取り組む弁護士会の活動を通じて、人権や平和について、ともに考えようという当会の恒例行事である。

晴天の下、「平和と立憲主義を守ろう」の横断幕を掲げ、副会長や憲法問題対策本部員ら20名ほどで、会長談話や日弁連チラシ、関連グッズを配布した。連休を楽しむ家族連れや若者らに受け取ってもらうには、それなりの我慢と根気がいるが、用意した200部を

4分ほどで配り終えた。5月10日午後6時半からは、当会会館で、「経済秘密保護法案を考えた」と題して、憲法問題シンポジウムを、オンラインで開催した。

講師は、日弁連の秘密保護法・共謀罪法対策本部員でもある海渡双葉会員と、立命館大学の刑法学教授の松宮孝明氏である。

同法案については、3月に、経済安全保障分野に秘密保護法制を拡大するものであるとして反対の会長声明を出しているが、折しもシンポジウムに参議院で可決承認されて成立、講師の二人もそれを意識しての講演となった。

海渡会員からは、法律の概要と問題点として、重要経済安保情報の範囲が不明確で、特定秘密保護法の下での特定秘密の範囲が拡大される、えん罪の温床になり得る、適正評価によるプライバシー侵害のおそれ、監視機能が欠如していることなどが指摘された。

松宮教授は、特定秘密保護法と異なり重要経済安保情報の取扱業務に従事する者として民間人も多く対象となり、それに厳罰をもって臨むことの問題性や、秘密漏えいの過失犯も処罰され、しかも刑法の過失致死罪よりも重く処罰されることから、人の命よりも重く保護しようとする法益とは何なのかと疑問を投げかけられた。

また「適性評価」は行政機関の長の求めにより内閣総理大臣が行うとされるが、総理大臣が信用できない人物だったらどうするのかと、ご自身の学会で議論拒否を意図しての発言もあった。

更に本法の目的が、経済大国化している中国を念頭に米国が自国の覇権維持のために中国包囲のブロック経済化を目指すもので、昨今のグローバルイズムに逆行することなどを指摘された。

当対策本部が関わってきたこれまでの憲法とは違う刑法学の視点からの話は新鮮で、興味深いものがあった。

2013年12月の特定秘密保護法制定時には、当会としても、日弁連やマスコミと一体となって世論を喚起し、反対のための活動を展開し、冒頭に紹介したような街頭活動も横浜市内各所で行ったが、今回は、法案の憲法上の問題点に変わりがないものの反対運動として盛り上がりは欠け、短期間のうちに成立に至ってしまった。

当時から関わってきた者として反省することしきりであり、当会としても引き続き、同法の問題点については広く訴えていく必要がある。

(憲法問題対策本部 石黒 康仁)

街宣終了後の集合写真

WEB講演中の松宮教授

会員集会が開催される

～選択的夫婦別姓制度導入をテーマに熱い議論!～

5月30日、当会会館において、会員集会が開催された。各支部会館にもZOOMを通じた中継がなされ、昨年度に続くハイブリッド開催となった。

冒頭、岩田武司会長の挨拶では、通常総会で、「民法750条を改正して選択的夫婦別姓制度を導入することを求める総会決議」を議題として提出することを予定していること、決議では、市民にアピールするたため分かりやすい言葉で、かつ短い内容を予定していること、そのために本集会で意見を広く募る必要があるとの説明がなされた。

資料の説明に続く質疑応答では、会員から、現執行部の自治体訪問の際に、選択的夫婦別姓制度の導入に向けての決議を各自自治体で行うよう要請してはどうかとの提案や、その関係で総会決議の執行先をもう少し検討すべきではないかとの意見が出された。

また、成年後見制度、未成年後見制度における職務上の氏名の運用について、問題の改善を図っていくべきであるとの意見や、夫婦の同姓強制により個人識別機能の障害、自己喪失感が生じるなどのご自身が本質的な問題であるとの意見もあった。

個人識別機能の障害、自己喪失感の問題であるとの意見に対しては、婚姻により姓が変わり、そのまま生活してきている会員から、旧姓は結局自分の父と母でいうところの父の姓にすぎず、個人としての個性が表れているとは必ずしも言えないのではないかと、この意見や、やはり自己喪失感に代えがたい不都合であった、選択的夫婦別姓が通った際には旧姓に戻そうかどうか悩んでいる、との意見もあった。

さらに、総会決議案で夫婦の同姓強制と我が国の少子化問題との関係を強調することは、ミスリードなのではないかとの意見も出された。

最後に、小谷警副会長より、本集会で長期間活発な議論が行われたことに対し感謝の意が述べられるとともに、6月12日に開催される通常総会への参加の要請がなされ、集会は閉幕となった。

ハイブリッド型配信で行われた会員集会

見も出された。

最後に、小谷警副会長より、本集会で長期間活発な議論が行われたことに対し感謝の意が述べられるとともに、6月12日に開催される通常総会への参加の要請がなされ、集会は閉幕となった。

理事者室 だより

てんやわんやの三か月

副会長 藤田 香織

樽のハンコスタンドはコレ!

この時の挨拶も、最初は、声が大きく仕事に邪魔になってしまわないか、逆に声が小さいと失礼になってしまうのかということから悩み、ドキドキしながら毎日会館の中を移動していた(今も少し緊張している)。

副会長としての任期が始まって3か月が経過した。今まで会社勤めをしたことがない私にとって、大きな団体の一員として意思決定に関わることも、何十人もの職員の方と一緒に働くことも初めてで、毎日が新鮮である。



昨年12月に横浜に赴任した。直近4年半は築地の東京本社で新聞広告を売る、いわゆる営業マンをしており、久々の記者復帰だった。現在入社15年目。記者採用で広島、福岡、鹿児島など西日本をぐるりと10年回った後に、広告の営業マンに転身、というちょっと変わったキャリアだ。横浜に着任する前々日まで、担当先の外国政府やエアラインを駆け回り、紙面や朝日新聞デジタルに載る広告を売っていた。

しかし、なぜ記者が営業に?新聞の発行部数が減り続ける中、メディアの主軸は紙媒体からデジタルへ。ニュースを届ける仕組みの再構築と、届けるべきニュースの再定義は喫緊の課題

が始まった。私はその1期生として営業に出た。広告業界では、当然だが、効果や利益がなければお客様から出稿を得ることはできない。営業

朝日新聞横浜総局 加藤 美帆

張しながらハンコを押すとなんと逆さまになってしまった。ネット記事によれば逆さまはとてもいけないようだ。涙目で訂正し、謝罪の文言を小さく書き込んで回付した。

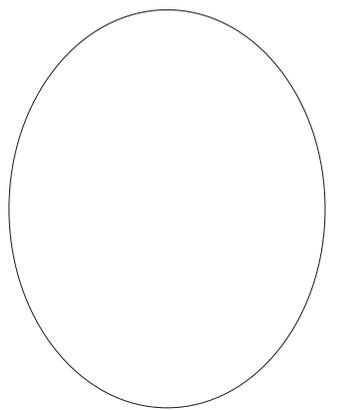
また、「決裁」なるものがあり、毎日たくさん書類に目を通しハンコを押すのだが、どうやらネット記事によるとハンコは少しだけ右に傾けなければいけないという。ハンコでお辞儀をしている様子を表すらしい。緊張して頭張っているように思っている。

業は、客のニーズに最大限応えられるようプランニングし、信頼を得る力が試される。そのために大切なのは、マーケティング用語で「消費者の隠れた本音」を意味する「インサイト」を、いかにつかむかだと感じた。そのインサイトを引き出すのに必要なのはヒアリング力だともこのヒアリング力は、まさに記者が日々積み重ねている取材力であり、インサイトは記事を書く上での「核」とも重なる。

常議員会のいま

この上ない好循環

会員 町川 智康 (48期)



自他共に認めることだが、私はお酒好き・飲み会好きである。お客さんに知られると困るので、あまり大きな声では言えないのだが、おいしいお酒を飲むために毎日仕事をしている私は思っている。

今年久しぶりに常議員になって常議員会に毎月出席するのだが(よんごころない事情で4月に一回欠席しちゃったけど)、もちろんそれは終了後に武内大徳議長の呼びかけで毎回必ず開かれる飲み会に参加することが第一の目的である。常議員会後に開かれる飲み会には、多くの常議員の皆さんが参加して、その日の常議員会での議論をネタにして盛り上がる。だからこの飲み会に楽しく参加するために、執行部の説明もよく聞き、議論にちゃんと参加している。

和解あっせん手続のススメ

当会紛争解決センターの和解あっせん手続は、当会会員が和解あっせん人となり当事者の話し合いによる解決を図る民間型ADRであり、裁判手続によらず、公正中立な専門家の関与の下、比較的短期間での紛争解決を目指すものである。

また、時効の完成猶予、調停前置主義の排除なども法務大臣の認証を受けている当センターの特徴である。

さらに、成立手数料算定方法の改定による費用の明確化、リモートADR(ウェブ会議)の導入により、利便性が向上した。そして、ADR法に定める認証紛争解決手続において成立した和解で、当該和解に基づいて民事執行をすることができ、旨の合意がされたもの(特定和解)については、裁判所の執行決定を得た

上での強制執行が可能となったことにより、和解内容の実効性もある程度担保されるであろう。なお、会員専用サイトに紛争解決事例集を掲載しているため、会員の皆様においては、ご一読の(会員 関本 和臣)

How About ADR? 18

また、「相当な解決を求める」といった申立てで足り、感情的葛藤への配慮、金銭賠償の限界などを補完する事案に応じた柔軟な解決が可能である。

Table with 3 columns: 当会ADRの特徴, 備考, 主体. Rows include 主体 (経験豊富な弁護士), 取扱事件 (制限なし), 手続の進行 (ニーズに応じた柔軟な手続進行), 成立手数料 (22,000円×期日回数+55,000円), 執行力 (特定和解については裁判所の執行決定を得た上で強制執行可能), 秘密の保護 (非公開).

司法から見た神奈川の150年 第33回

陪審法改正の動きと 当会(旧横浜弁護士会)の反対運動

1937年(昭和12年)4月29日、読売新聞は、「陪審裁判の危機―被告百人を持て余す―実施後9年初めて直面した法の不備数々」と書いた。まだ報道管制が敷かれていたために事件現場が神奈川県松田町であることは伏せられていた。

が、同年5月7日、朝日新聞は、「今日記事解禁―として地名入りで、かつ松田町長の写真付きで『犯罪史に空前の保険魔大集団―不況から戦慄の謀議―町長陣頭に放火結社―消防参画し密計数

年―神奈川県下で182名を検挙―東京で陪審裁判?」と書いた。

ところが、6月10日付読売新聞は、「神奈川集団放火事件は陪審せず―現行陪審法改正を特別議案へ」と書いた。

そのとおり、当時の近衛文麿内閣は、陪審法の改正に向かって動き出す。6月29日付読売新聞は、「愈々陪審法改正へ―来月早々枢府御諮詢―法相昨夜首相に報告」と書いた。

7月2日、近衛内閣は、陪審法改正を特別議案に

提案するよう閣議決定した。

7月3日付読売新聞は、神奈川県下の集団放火事件を陪審裁判にするとしたら、数か月にわたって陪審員は宿舎に足止めされ、長期間家事を放棄せねばならず、家業破滅を招くものさえ生じる恐れがあり、かかる事件を陪審裁判に付することは極めて困難と認めて陪審に付さないことにしたものであり「やむを得ざる権限縮小」と書いた。

こうした動きを知った当会(旧横浜弁護士会)

は、同年7月17日、臨時総会を開き、「当弁護士会は、今次政府が特別議案に提出せんとする陪審法改正法案に絶対反対す」との決議を採択した。

横浜弁護士会史上巻311頁では、その理由として、「被告人にして身の無辜を公判に争わんとする者に対しては、陪審による裁判を与えることこそ最も適切なる途なりとすべし。然るに政府は、反つて陪審法を改正しこれを陪審より除外せんとするがごときは正に陪審法制定の趣旨に反するの

みならずその裁判の公正に疑惑を抱かしむる虞あるものにして其の誤れるや甚だしきと謂はざるべからず。固より右事件の陪審には相当の困難を伴わん。しかし、その困難は直ちに不可能を意味するものにあらず。当届は、宜しく事件の性質に鑑み、万難を排して陪審を行うの決意を為し以て国民をして真に司法権に信頼せしむるの實を挙げざるべからず。是、右決議を為したる所以なり」と記されている。

この総会では、決議に基づき反対運動を行うために、実行委員会が結成され、会長経験者や有力会員15名が委員に選任さ

れた。実行委員会は、決議書と補充文書を内閣総理大臣等関係当局並びに貴衆両院議員に送付するとともに日本弁護士協会の帝園弁護士会に支援依頼状を郵送した。

帝園弁護士会は、7月21日、陪審法改正反対を決議した。こうした反対運動の結果、この法案は審議未了となり、政府の意図は実現しなかった。

こう書いてくると、先輩方の奮闘は賞賛に値するが、その活躍ぶりを賛美するだけではいけない。既に苦難の時代が始まっていたことを私たちは知るべきである。そのことを次回以降に書こうと思う。

の問題である。

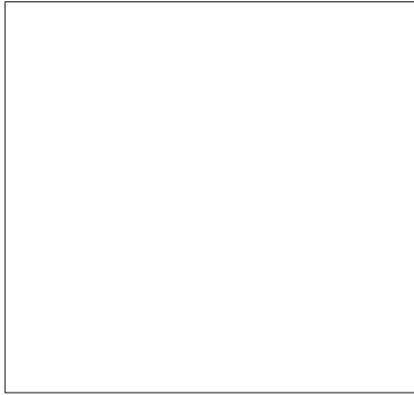
「弁護共通」と銘打っているのだから、理想的には民弁教官と刑弁教官が相互にやり取りしながら進められるとよいのだが、実際にはそれも難しいので、1コマ110分を前半・後半に分け、民弁教官・刑弁教官それぞれが前半又は後半を担当するという形で行われる。

民弁教官の担当パートでは、「職務を行い得ない事件」について考えさせる問題を取り扱うことが多く、私が教官としていた時には、遺産相続の場面で、複数の相続人から同時に事件を受任することができるといった問題が取り上げられていた。

刑弁教官も通常の民事事件・家事事件を受けることは多いし、民弁教官がその問題を通じて修習生にどのようなことを考えさせたいかということは大体分かるので、民弁教官から刑弁教官に話が振られ、刑弁教官が悩みを見せたり、自分ならどうするかを、その背後にある考え方も含めて説明する、という場面もあった(この辺りは「弁共」科目らしきが出る場面であった。刑弁パートになると、民弁教官の中には普段は刑事事件をやらなないという人もいて、なかなか話が振りづらいところがあった)。

このように、民事弁護の場合、事件を受任するかどうかという入口の段階で利益相反が問題とな

創立150年会史編纂特別委員会 副委員長 間部 俊明



岩田会長から花束を受ける延命会員

6月24日、横浜ロイヤルパークホテルで会員激励・慰労会が開かれた。伊藤信吾会員の日弁連副会長就任、妹尾孝之会員の日弁連事務次長就任、佐藤昌樹会員の法テラス神奈川地方事務所長就任を激励し、延命会員の法テラス神奈川地方事務所所長退任を慰労すべく、60名の会員が集まった。

伊藤会員

と妹尾会員からは、日弁連の副会長・事務次長の職責の範囲の広さに驚きながらも、それらに慣れ親しみ楽しんでいこうという抱負が、法テラス副所長を長年務め同所で「生き字引」の異名を持つ佐藤会員からは、法テラス神奈川を更に発展進化させていこうという意気込みが、延命会員からは、特定援助の拡大を始めとする法テラス神奈川にもたらした様々な成果が披露された。

続いて、伊藤会員へは竹森裕子会員からの温かい激励が、妹尾会員へは畑中隆爾会員から自身の事務次長の経験を「ファミネットチューブを絞り出しながら、踊り場のない螺旋階段を登り続けるようだった」と評しつつ職務を楽しんでほしいという激励が、佐藤会員と延命会員へは武井共夫会員からアドバイスを込めた激励と成果をねぎらう慰

労の言葉が送られた。4名の会員が担い・担った重責に思いをはせると、頭が下がる思いであり、心からのお礼を申し上げたい。

なお、会場の横浜ロイヤルパークホテルは、大規模修繕のため来年から約3年間の一時営業休止に入ること、お休み前の同ホテルでの当会の最後の行事にふさわしい盛会となった。

(会員 石塚 陽子)

2024年度
会員
激励・
慰労会

& おつかれさまです!
がんばってくださーい!

刑事弁護修習の 最前線 ~20年目の司法修習~

「弁共演習」 ―刑事弁護に関する 弁護士倫理 その1

会員 妹尾 孝之

護教官が共同して実施する演習で、唯一の民弁・刑弁コラボ科目である。扱う内容は、弁護士倫理の問題である。

「弁護共通」と銘打っているのだから、理想的には民弁教官と刑弁教官が相互にやり取りしながら進められるとよいのだが、実際にはそれも難しいので、1コマ110分を前半・後半に分け、民弁教官・刑弁教官それぞれが前半又は後半を担当するという形で行われる。

民弁教官の担当パートでは、「職務を行い得ない事件」について考えさせる問題を取り扱うことが多く、私が教官としていた時には、遺産相続の場面で、複数の相続人から同時に事件を受任することができるといった問題が取り上げられていた。

刑弁教官も通常の民事事件・家事事件を受けることは多いし、民弁教官がその問題を通じて修習生にどのようなことを考えさせたいかということは大体分かるので、民弁教官から刑弁教官に話が振られ、刑弁教官が悩みを見せたり、自分ならどうするかを、その背後にある考え方も含めて説明する、という場面もあった(この辺りは「弁共」科目らしきが出る場面であった。刑弁パートになると、民弁教官の中には普段は刑事事件をやらなないという人もいて、なかなか話が振りづらいところがあった)。

このように、民事弁護の場合、事件を受任するかどうかという入口の段階で利益相反が問題とな

編集後記

夏の暑さ対策で帽子を被ってみたが、似合わない。どうやら頭の大きさと形に問題があるようだ。そこでやむなく日傘を使うことにしたが、意外にも具合が良い。

まず、涼しい。もちろん紫外線対策にもなる。木枯らし紋次郎や唐傘小僧のように傘で顔を隠せるのも良い。

「世を忍ぶ仮の姿」を演出できる。

夏の間は欠かせない携行品となりそうである。

デスク

千歳 博信
山口 陽
古西 達夫
渡邊さち穂
鈴木 健
伊藤 暢章
若林 将大